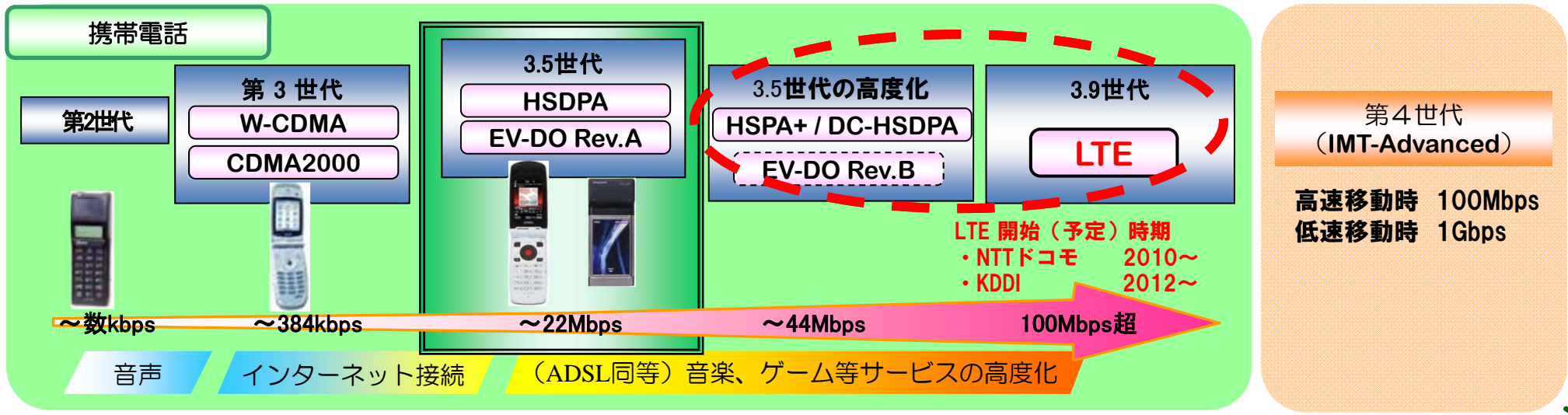


4. モバイル市場の競争促進

モバイルネットワークの高度化

通信方式の高度化

方式の高度化とともに高速化、大容量化を実現。2010年12月よりNTTドコモがLTEサービスを開始。



モバイルトラフィックの増加

モバイルトラフィックの需要の増大の対策として、通信事業者は、通信方式の高度化、WiFi等へのトラフィックの分散などに取組。

<モバイルトラフィックの推移>



※ 総務省推計

<トラフィック増に向けた各社の取組>

①LTE <ul style="list-style-type: none"> ・2010年12月24日サービス開始 ・最大速度: 下り最大75Mbps ・2014年度末には人口カバー率約70%予定 		2011年7月開始予定 2012年12月開始予定 2012年開始予定
<ul style="list-style-type: none"> 高速通信速度約10倍 大容量周波数利用効率約3倍 低遅延伝送遅延約1/4 <p>((FOMAサービス(HSPA)と比較))</p>		
②WiFiサービス <ul style="list-style-type: none"> ホームU (最大54Mbps) 		ケータイWiFi (最大54Mbps) ポケットWiFi (最大42Mbps)
WiFi WIN (最大54Mbps)		

モバイル端末の多様化

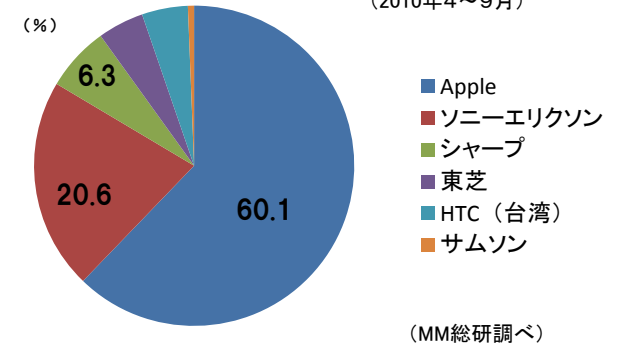
スマートフォンの拡大

2008年7月のiPhone発売以来、携帯出荷台数に占めるスマートフォンの割合が増加。**2010年度末には、昨年度比2.9倍の675万台の出荷見込み。** (MM総研調べ)

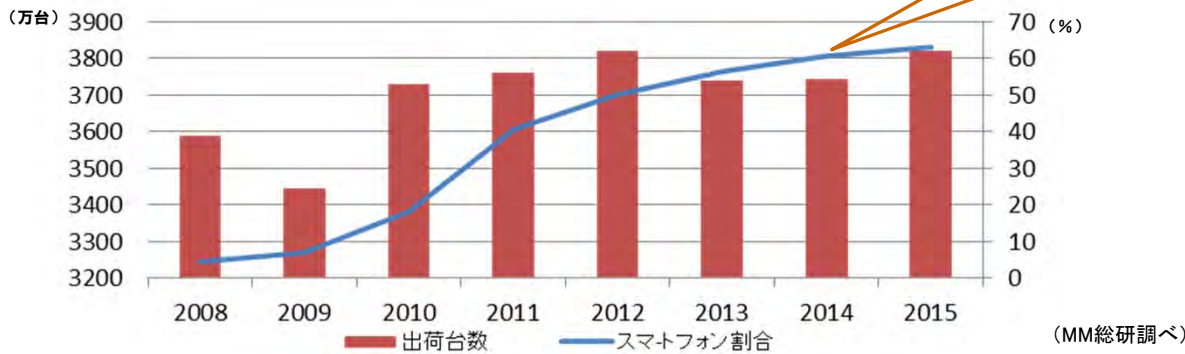
国内スマートフォンの発売状況



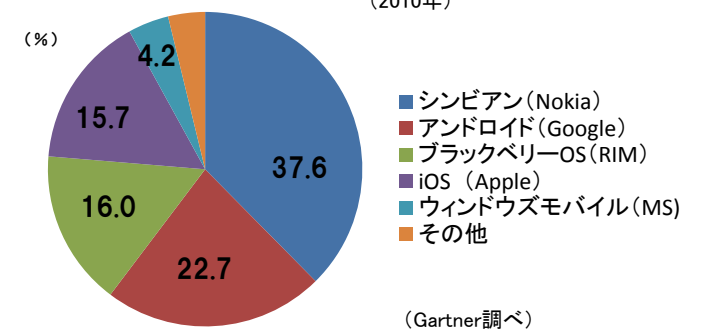
国内スマートフォン出荷シェア



携帯出荷台数におけるスマートフォンの割合

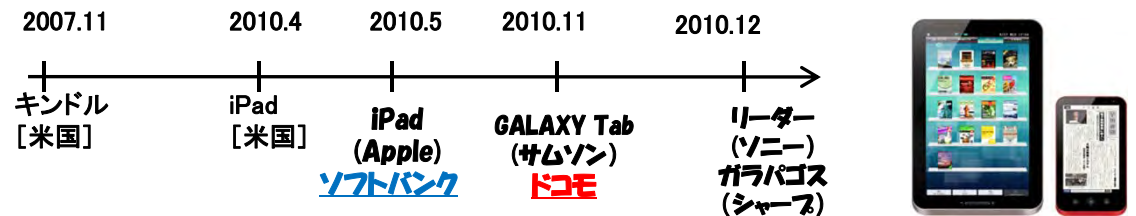


携帯端末向けOSの多様化

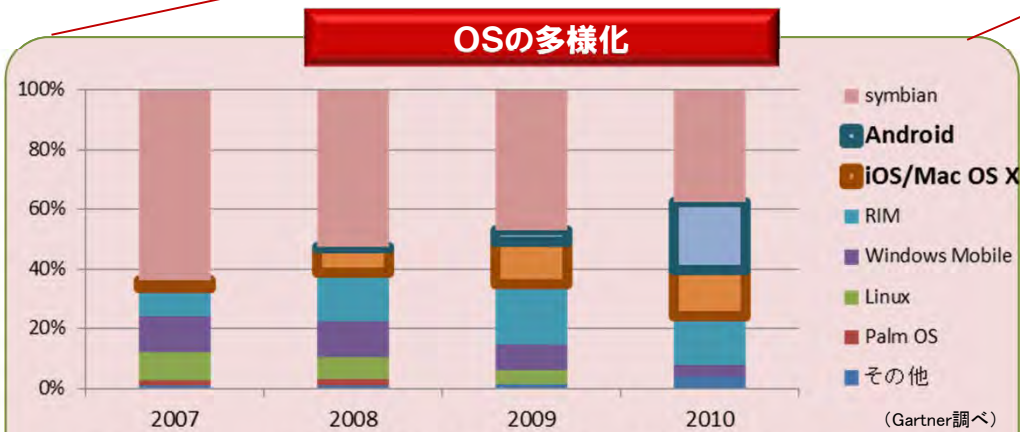
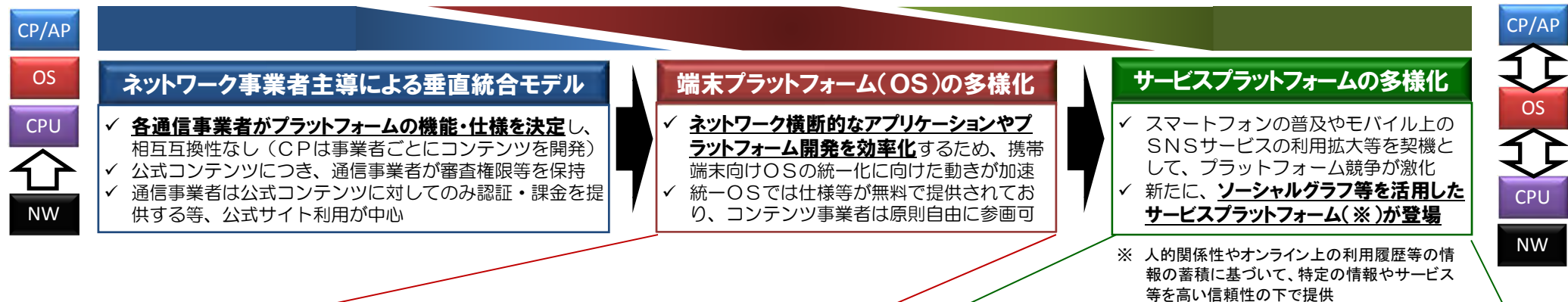
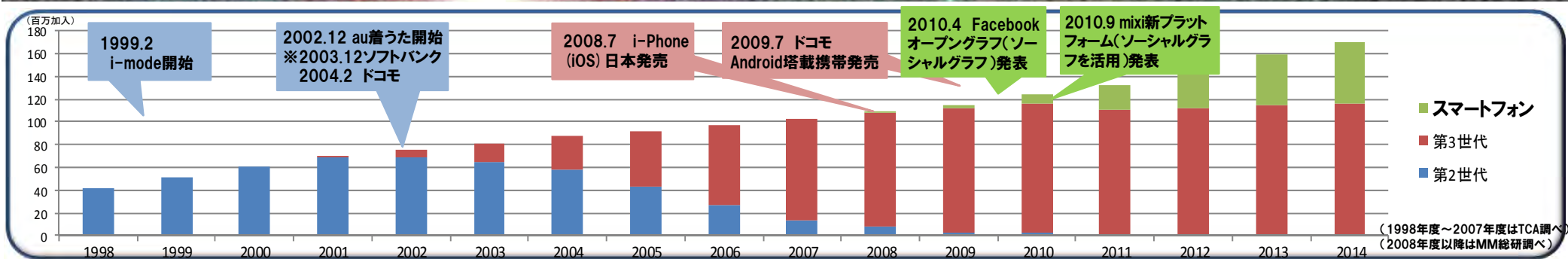


タブレット端末の拡大

電子書籍の普及等に伴い、タブレット型端末が増加。**2010年には50万台、2011年は142万台の出荷見込み。** (IDCジャパン調べ)



モバイル通信プラットフォームの変遷



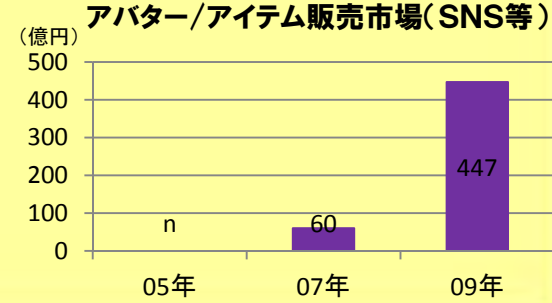
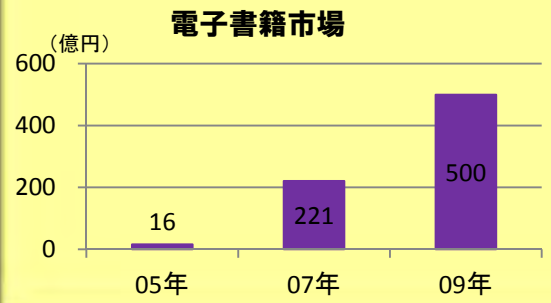
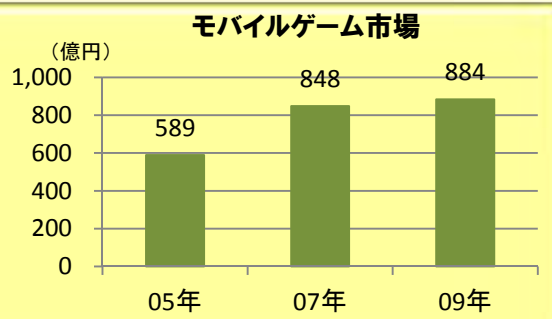
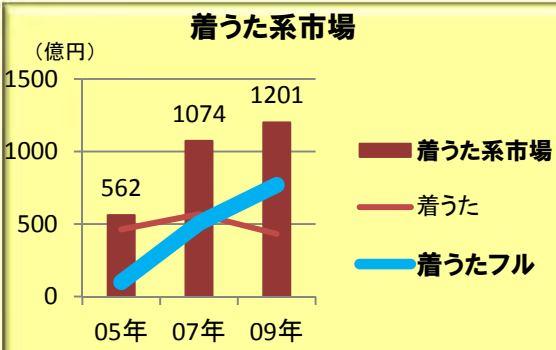
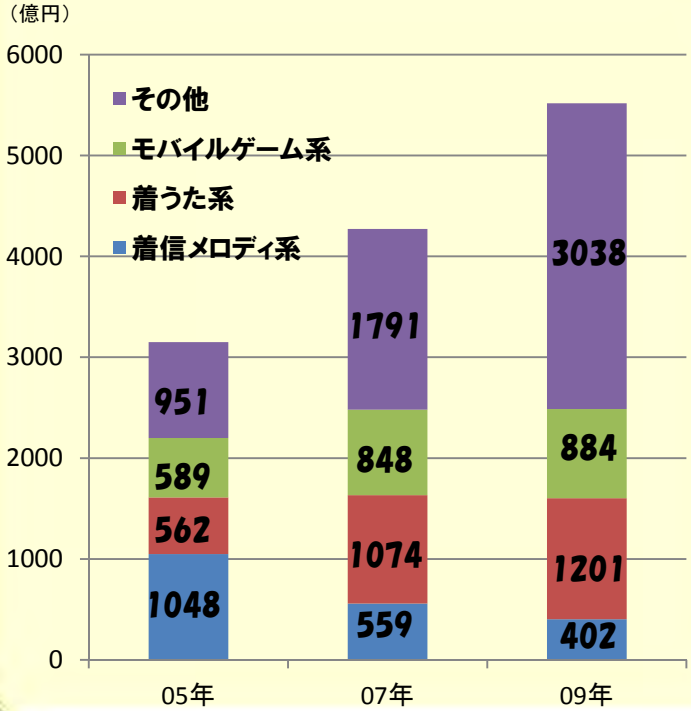
☞ **端末やコンテンツとの連携により魅力を高めたプラットフォームが急伸**
 (参考) ノキア社が独自OS「Symbian」の継続開発を断念 (2011年2月)

☞ **利便性が高くネットワーク効果の大きいソーシャルグラフ機能を提供する主体がサービスプラットフォームの新たな担い手に**

モバイルコンテンツ市場の拡大

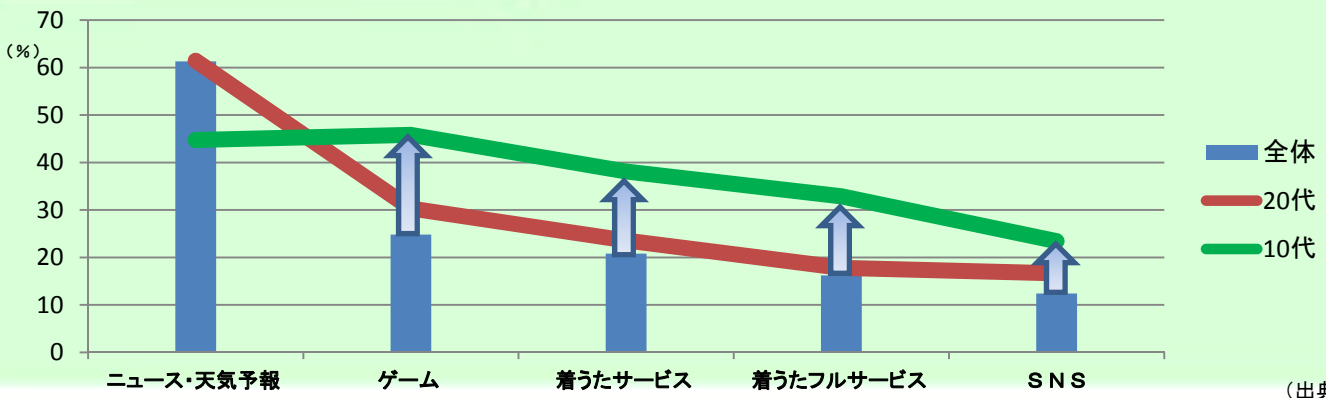
モバイルコンテンツ市場の拡大

～リッチコンテンツを中心に拡大を続ける



(出典)総務省「モバイルコンテンツの産業構造実態に関する調査結果」

利用してみたいサービス



> 全体的にみれば、ニュース・天気予報等の日常に必要なサービスへの需要が依然として大きい。
 > 他方、若者層を中心として、リッチコンテンツへの意識が高まり。

(出典)「ケータイ白書2010」(モバイルコンテンツフォーラム)

「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」(2009年10月情報通信審議会答申)の概要

左記答申の実施状況

接続料算定の適正性・透明性の向上

- 「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」(「二種指定ガイドライン」)を2009年度内に策定することが適当(2010年度接続料から適用)。
- 二種会計制度を創設することが適当(2010年度会計から作成・公表予定)。

- 2010年3月 ■二種指定ガイドラインの策定
☞二種指定設備との接続に関し、接続料の算定方法及びアンバンドル等に係る考え方を明確化。
- 2010年11月 ■接続会計制度の創設(電気通信事業法の改正)
☞二種指定設備設置事業者に対して、接続会計の整理・収支の状況の公表を義務付け。

鉄塔等の共用

- 「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」(「電柱・管路等ガイドライン」)を改正し鉄塔等の共用に係る申込手続・拒否事由等を規定することが適当。
- 総務大臣裁定等の対象に鉄塔等の共用を追加することが適当。

- 2010年4月 ■電柱・管路等ガイドラインの改正
☞ガイドラインの対象設備に携帯電話の基地局を設置する「鉄塔等」を追加。
- 2010年11月 ■紛争処理機能の強化(電気通信事業法の改正)
☞鉄塔等の共用に係る料金や条件を巡る紛争について、総務大臣裁定等及び電気通信紛争処理委員会のあっせん・仲裁の対象とする。

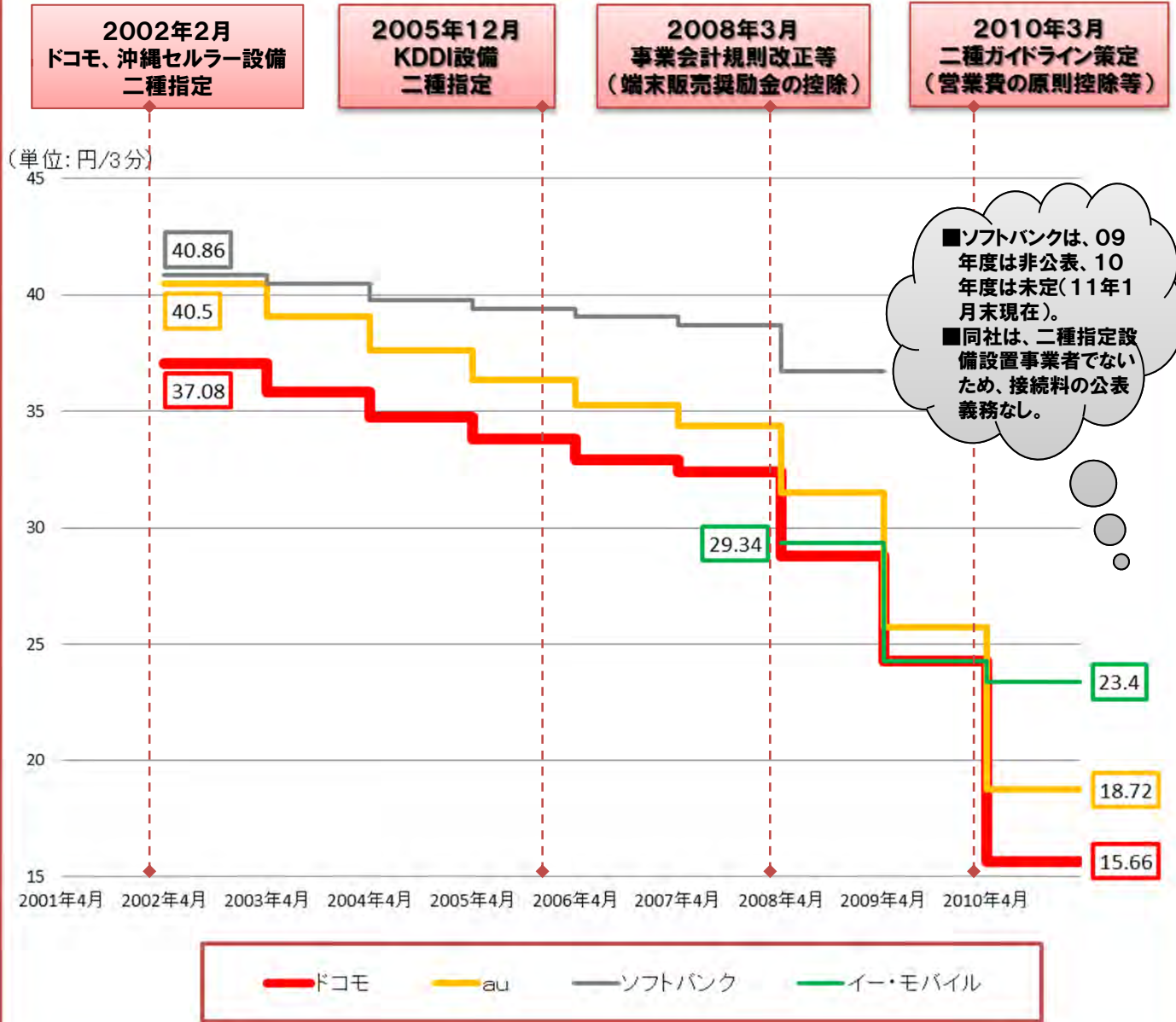
通信プラットフォーム市場等への参入促進

- まずは事業者間協議による合意形成を尊重する立場を採ることが適当。ただし、課金機能やコンテンツ情報料の回収代行機能等を「注視すべき機能」に位置付け、事業者間協議の進捗状況を注視し、必要に応じ適切な対応を行うことが適当。
- 電気通信事業紛争処理委員会の紛争処理対象範囲について、通信プラットフォーム事業者やコンテンツ配信事業者まで拡大することが適当。

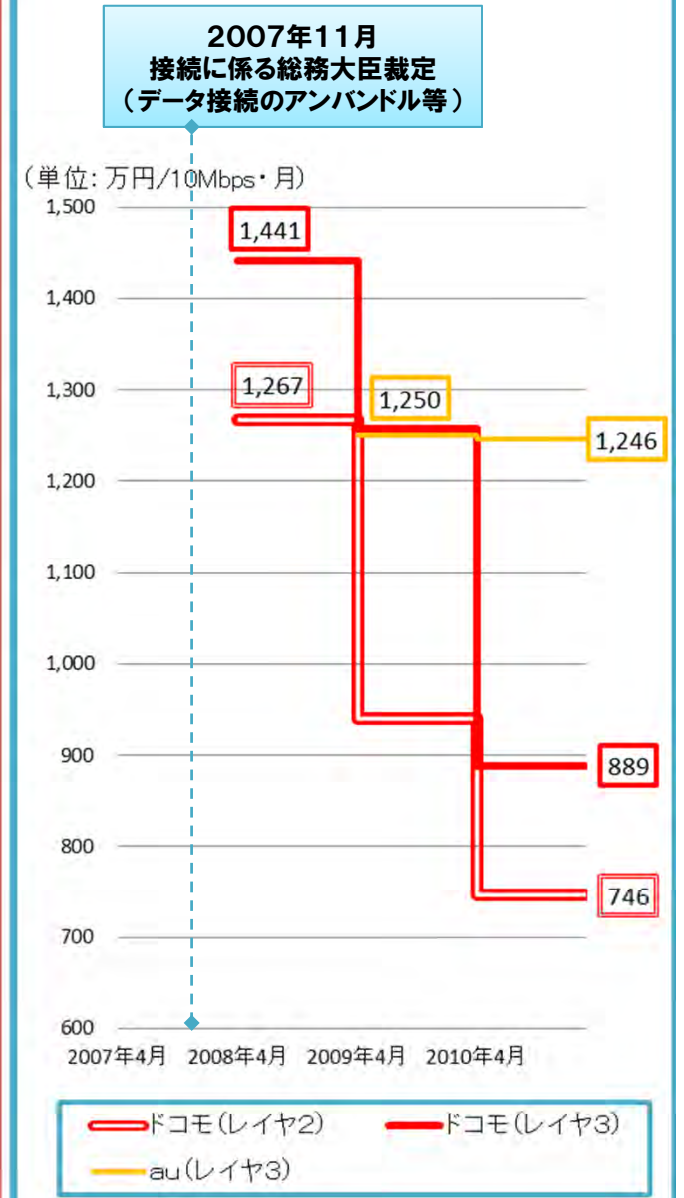
- 2010年3月 ■二種指定ガイドラインの策定
☞課金機能やコンテンツ情報料の回収代行機能等の6つの機能を「注視すべき機能」に位置付け。
- 2010年11月 ■紛争処理機能の強化(電気通信事業法の改正)
☞コンテンツ配信事業者等と電気通信事業者間の料金等を巡る紛争について、電気通信紛争処理委員会のあっせん・仲裁の対象とする。

携帯電話接続料の推移

音声接続料(区域内)【円/3分】



データ接続料【万円/10Mbps・月】



MVNO事業化ガイドラインについて

ガイドラインの策定（2002年5月）

- ✓ 技術革新等を背景としてMVNOのビジネスモデルの多様化が期待されることを踏まえ、MVNOの関連法規（電気通信事業法、電波法等）の適用関係の明確化を図ることを目的に、総務省において策定。
 - 電気通信事業法の観点からMVNOとMNOとの間の契約関係（MNOによる不当な差別的取扱いの禁止等）、MVNOと利用者との契約関係（提供条件の説明及び苦情等の処理）等を明記。
 - 電波法の観点からMVNOとMNOとの関係（無線局の利用等）等を明記。
 - その他、国内及び国際ローミングを行う際の条件等を記載。
 - 今後の環境変化を踏まえて必要に応じた見直しを行う旨記載。

ガイドラインの改定（2007年11月）

- ✓ ①MVNEの定義、②MNOとMVNOとの関係の明確化（卸役務提供又は事業者間接続）、③MNOとMVNOとの間の紛争処理手続の明確化、④周波数利用に係る電波法上の責任の所在等につき追記。

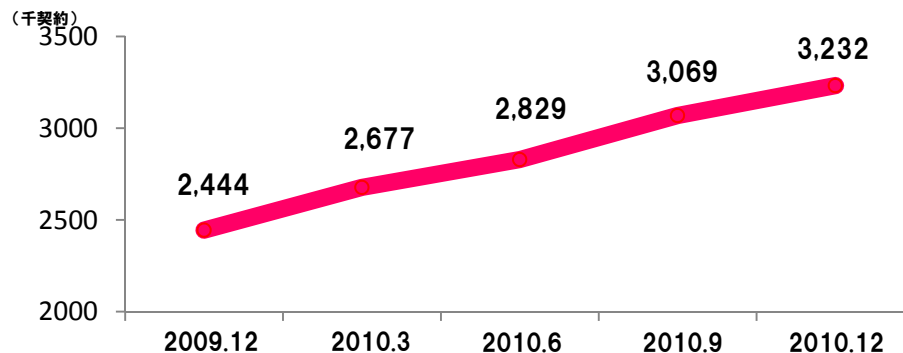
ガイドラインの再改定（2008年5月）

- ✓ 電気通信事業紛争処理委員会による勧告（2007年11月）を踏まえ、日本通信とNTTドコモとの紛争事案に係る裁定内容の反映
 - 利用者料金設定権の帰属（エンドエンド料金又はぶつ切り料金を選択可能）
 - 接続料の課金方式（従量制のほか帯域幅課金方式の採用も可能）
- ✓ MNOにおける卸電気通信役務に関する標準プランの策定・公表やMVNOに対する一元的な窓口（コンタクトポイント）の設置・公表を推奨
- ✓ MNOがMVNOから聴取する事業計画について、一般的に聴取に理由がないと考える事項を例示
- ✓ 特定基地局の開設指針において、他の電気通信事業者による無線設備の利用を促進する計画を有することが認定の要件とされている場合にMNOが講ずべき措置を明記（他事業者による無線設備利用の促進）

携帯各社に対する検討要請（2008年5月）

- ✓ 携帯各社に対し①卸電気通信役務に関する標準プランの策定、②MVNOに対する一元的な窓口の明確化について検討を要請。

MVNOの契約者推移

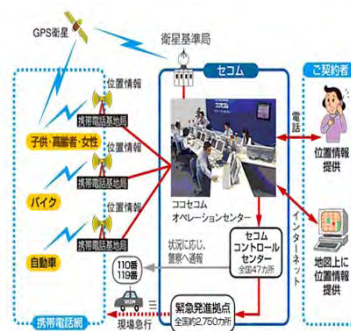


※2009.12分より電気通信事業報告規則の規定に基づき報告を受けた契約数を集計

MVNOのサービス例

ココセコム(セコム)

- KDDI等のMVNO
- 位置情報サービス(ココセコム対応携帯を持っている人の位置情報を携帯電話等の画面で確認できるサービス)、救急信号サービス、現場急行サービス
- 加入料金3,675円(税込)、基本料金262.5円/月(税込)、位置情報提供料金:210円/回(税込、電話の場合)等
※セコムHPを基に作成。

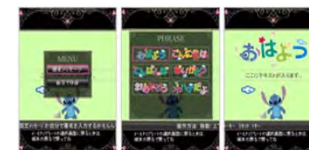


b-mobileSIM(日本通信)

- NTTドコモのMVNO
- NTTドコモFOMA網で使用できるSIMフリー端末用SIMカードと通信料のパッケージ販売。
- 1ヶ月使い放題で(2,980円税込)のプラン等
※日本通信HPを基に作成。

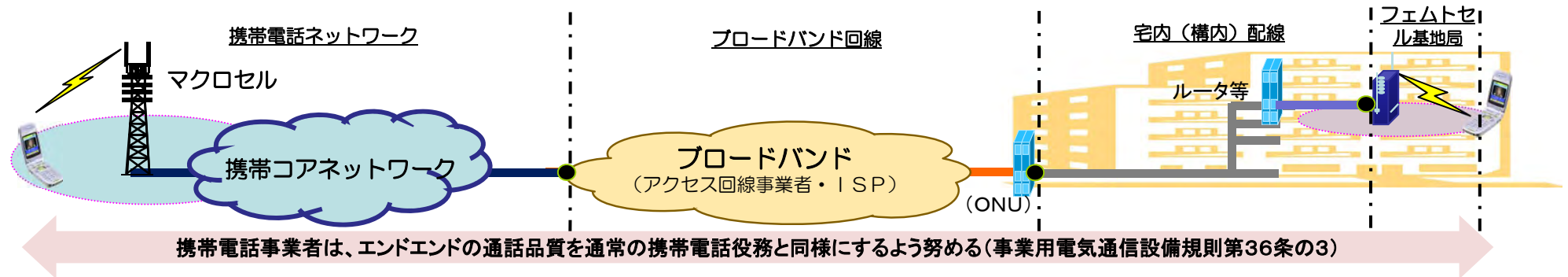
ディズニーモバイル(ウォルト・ディズニー)

- ソフトバンクモバイルのMVNO
- ディズニーのブランド、コンテンツを活用した携帯電話サービス
- ホワイトプラン(月額基本料980円(税込)、自社MVNO/MNO間はメール無料等)
※ディズニーモバイルHPを基に作成。



フェムトセル基地局の導入

- フェムトセル基地局とは、携帯電話の基地局を小型化したもので、取扱いが簡易であり、かつ宅内等への設置が可能。
- フェムトセル基地局の導入により、①携帯電話の不感エリアの解消、②同時収容数が少ないことによる従来より高速なデータ伝送サービスの実現等が期待。



フェムトセルガイドラインの策定

- 2007年9月 「モバイルビジネス活性化プラン」の公表
 - ☞ 同プランにおいて、「フェムトセルの導入にかかる法制上の取扱いについて、2007年度末を目途に一定の結論を得る」旨記載。
- 2008年4月 「フェムトセル基地局の活用に向けた電波法及び電気通信事業法関係法令に関する取扱方針」の公表
 - ①電波法関係について、法改正を含む制度整備を行う意向を明確化
 - ②電気通信事業法関係について、関係法令の適用関係を明確化
- 同年10月 電波法の一部を改正する法律等の施行 (☞超小型基地局を免許人以外の者が運用可能)
- 同年12月 「フェムトセル基地局の活用に係る電波法及び電気通信事業法関係法令の適用関係に関するガイドライン」の公表
 - ☞ フェムトセル基地局の円滑な開設及び適正な運用を確保するとともに、フェムトセル基地局を活用した携帯電話サービスの円滑かつ効率的な提供を実現する観点から、携帯電話事業者等の責任関係等を含め、電波法及び電気通信事業法関係法令の適用関係を明確化。
- 2010年12月 電波法の改正を含む放送法等の一部を改正する法律の公布 (☞フェムトセル基地局免許の包括化)
 - ☞ 現在、当該改正等を踏まえ、フェムトセルガイドラインの改正作業中。

SIMロック解除について

SIMロックとは？

- SIM(Subscriber Identity Module)カードとは、携帯事業者が発行する利用者識別用のICカード。第3世代方式の携帯電話では国際規格化済み。
- 携帯事業者各社は、各社が販売する端末の多くにつき、自社が発行するSIMカード等が差し込まれた場合のみ動作するよう設定(いわゆる「SIMロック」)。

SIMロック解除に関するガイドライン (2010年6月30日、総務省)

■趣旨

- ✓ 海外渡航時、携帯電話の番号ポータビリティ制度利用時など、携帯電話利用者の中にはSIMロック解除に対する要望が存在。
- ✓ 事業者は、その主体的な取組により、対応可能な端末からSIMロック解除を実施することとし、当分の間、法制化に係る検討は留保し、事業者による取組状況を注視。

(※) モバイルバイビジネス活性化プラン(2007年)には、「3. 9Gや4Gを中心にSIMロック解除を法制的に担保することについて、2010年の時点で最終的に結論を得る。」と記載。

■対象となる端末

- ✓ 2011年度以降新たに発売される端末のうち対応可能なものから解除。対象端末、SIMロック解除に係る条件・手続を事前に公表。

■説明責任

- ✓ 事業者は、①端末販売時、②SIMロック解除時、③役務の提供に係る契約締結時に、以下の事項等を利用者に説明。
 - SIMロック解除に係る条件及び手続
 - 他社のSIMカードが差し込まれた際に、通信サービス等の利用が制限される可能性

■その他

- ✓ 通信サービスの不具合・機器の故障への対応
 - 現に役務を提供する事業者は、利用者への対応に当たる体制を整備し、事業者等との間で取次方法等について協議。
- ✓ ガイドラインの見直し等

SIMロック解除に向けた事業者の動向

○2010年12月、携帯4事業者でSIMロック解除の開始に伴う携帯事業者間の基本合意事項を締結

- ☞ 責任分担の原則、故障対応の切り分け等について確認。

○2011年度以降の各社のSIMロック解除に向けた動き

NTTドコモ

→4月以降発売する全ての端末においてSIMロック解除を実施予定。

au

→他社と通信規格が異なるため互換性無し。今後検討を行う。

SoftBank

→1~2機種からテストとしてSIMロック解除を開始予定。

イー・モバイル

→詳しい対応については検討中。

SIM単体発売

2010年8月、日本通信がmicroSIMを発売開始
iPhone4、iPadに対応

SIMフリー端末発売

NTT東西のモバイルWiFi「光ポータブル」のSIMフリー版発売
ドコモ、イー・モバイルが対応SIMを提供

通信プラットフォーム研究会（08年2月～09年1月）

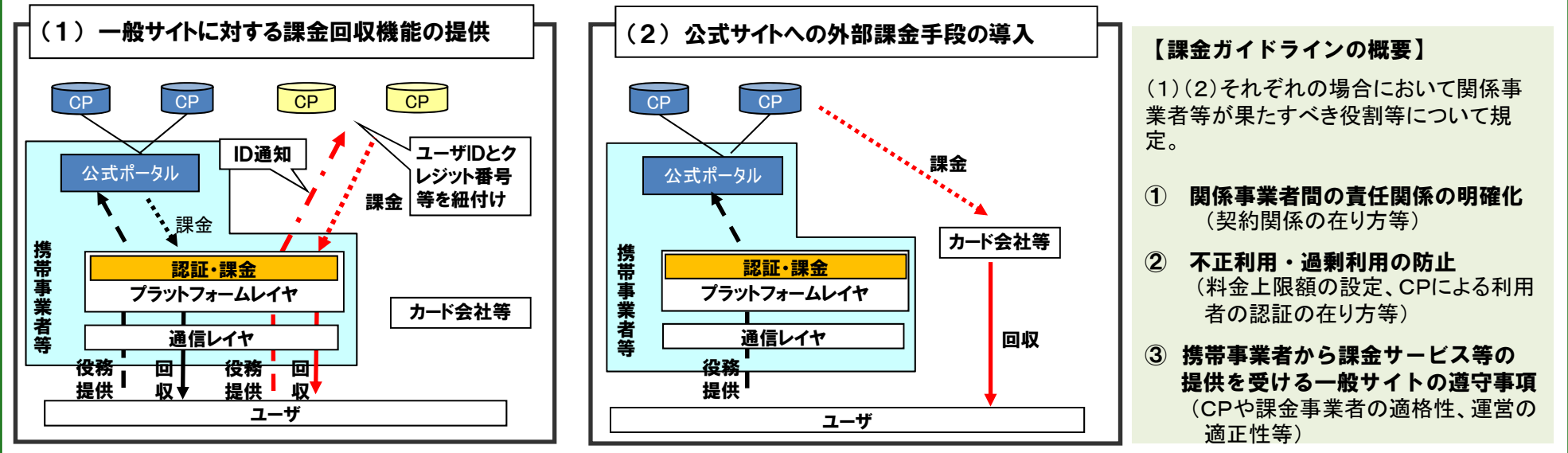
- 総務省において、認証・課金等のプラットフォーム機能の連携強化、新事業の創出を促進するための市場環境整備のための課題整理等を目的として開催。
 - ☞ 課金・認証機能の多様化の確保のための民間フォーラムの開催等を提言。

モバイルプラットフォーム協議会（09年2月～09年12月）

- 「通信プラットフォーム研究会」報告書の提言を踏まえ、民間主体（携帯事業者、CP等）の協議会として発足。09年8月に報告書を取りまとめ。
 - ☞ 認証・課金機能の多様化等に向けて、民間主体のガイドラインの策定に向けた検討を実施。

モバイルコンテンツにおける課金手段の提供に関するガイドライン(09年12月)

- 携帯端末向けコンテンツについて、ポータル機能や課金・認証機能などを担うプラットフォームの相互運用性の確保や多様化が図られる中で、関係事業者（携帯PHS事業者、CP、課金事業者等）が利用者に対し安心・安全で信頼性の高いサービスを提供するための適切な枠組みを提言。



2010年7月 上記ガイドラインに基づき、課金事業者(株)ウェブマネーが携帯PHS事業者以外で初の公式サイト決済サービス参入。

(※) NTTドコモのiモードサイト(GREE、GIGAッch(ギガッch))への決済サービス。

5. 公正競争環境の検証・担保 の在り方

- 競争評価は、事前規制から事後規制に転換する中で、市場動向の変化を踏まえた的確な政策立案を行う観点から、2003年度に開始。
- 具体的には、「実施細目→情報収集→**市場画定**→**競争状況の分析**→評価結果(次頁参照)」という手順で、年度ごとに実施。
- 競争評価の評価結果は、政策立案の基礎データとして活用。ドミナント規制と制度的なリンクはない。

市場画定

- ・「需要の代替性」が、市場画定の最も重要な判断基準。「供給の代替性」等を補完的に使用。
- ・これらの基準に基づき、サービス市場と地理的市場の画定を実施。

主な画定市場

領域	主な画定市場(含部分市場)
固定電話	固定電話 中継電話 050-IP電話
移動体通信	携帯電話・PHS
インターネット接続	ブロードバンド ADSL FTTH ケーブルインターネット ISP
法人向けネットワークサービス	WANサービス 専用サービス

■ 市場画定(06年)後、相当期間が経過
 ■ EUの市場画定と異なり、小売市場が対象

競争状況の分析

- ・画定した市場における市場支配力の存在や行使の評価に当たっては、以下の判断要素を総合的に勘案。

主な判断要素

市場の状況

- 市場集中度(累積集中度、ハーフィンダール指数)【量的基準】
- 競争者の数
- 参入の容易性(規模の経済性、範囲の経済性、ネットワークの外部性等を含む。)
- 隣接市場からの競争圧力
- 法制度上の規制ルール等

事業者の地位及び競争者の状況

- 市場シェア(シェア、順位、競争者のシェアとの格差、シェア・順位の変動等)【量的基準】
- 不可欠設備の存在
- 競争者の供給余力及び代替性
- 価格の水準と推移
- スイッチングコストの程度等

2009年度の競争評価結果

■通信市場は、いずれも高度に寡占的。特に、固定電話、FTTH、専用サービスの市場集中度が高い。

■市場支配力の存在・行使についての評価結果に、大きな変化はない。

領域	主な画定市場 (部分市場を含む)	2009年度の評価結果					
		市場集中度(HHI)		NTTグループのシェア		市場支配力の存在	市場支配力の行使
固定電話	固定電話	6951 ↓		82.9% ↓		◎ (単独)	△ (ブロードバンドへのレバレッジの懸念)
	中継電話	市内	2433 ↓	市内	75.3% →	○ (単独・協調)	× (低)
		県内市外	2301 ↓	県内市外	73.5% →		
		県外	3574 ↓	県外	72.5% →		
		国際	2870 ↓	国際	66.4% ↑		
050-IP電話	3168 →		35.1% ↑		△ (協調のみ)	× (低)	
移動体通信	携帯電話・PHS	3461 →		48.2% →		○ (単独・協調)	× (料金の透明性確保、プラットフォームの互換性を注視)
インターネット接続	ブロードバンド	3048 ↑		52.7% ↑		○ (単独・協調)	△ (競争ルールの遵守状況を注視)
	ADSL	3263 ↑		34.8% →		○ (単独・協調)	× (低)
	FTTH	5836 ↑		74.4% →		○ (単独・協調)	△ (固定電話からのレバレッジの懸念)
	ケーブルインターネット	1483 ↑		-		× (単独・協調)	- (存在しない)
	ISP	1557 →		31.9% →		× (単独・協調)	- (存在しない)
法人向けネットワークサービス	WANサービス	2173 →		67.5% ↓		△ (協調のみ)	× (低)
	専用サービス	8354 →		94.6% →		◎ (単独)	× (低)

(※)市場集中度指数は、ハーフィンダール指数(HHI)による。0(完全競争)~10,000(完全独占)の値をとり、市場集中度が高いほど、10,000に近づく。

(※)◎は「強く存在すること」、○は「存在すること」、△は「何らかの懸念が存在すること」、×は「可能性が低いこと」を意味する。

- 競争セーフガード制度は、IP化等が進展する中、公正競争確保を図る観点から、電気通信事業法及びNTT法に基づきこれまで講じられてきた競争セーフガード措置について、市場実態を的確に反映したものとするため、その有効性・適正性を定期的に検証する仕組み。
- 2007年度から毎年度検証を実施。パブコメの意見を踏まえて検証を行い、その結果に基づき、NTT東西に対し必要な要請等を実施。

検証項目

1 指定電気通信設備制度に関する検証

(1) 第一種指定電気通信設備に関する検証

- ア 指定要件に関する検証
- イ 指定の対象に関する検証
- ウ アンバンドル機能の対象に関する検証

(2) 第二種指定電気通信設備に関する検証

- ア 指定要件に関する検証
- イ 指定の対象に関する検証

(3) 禁止行為に関する検証

- 3-1) 指定電気通信設備に係る禁止行為に関する検証
 - ア 第二種指定電気通信設備に係る禁止行為規制の適用事業者の指定要件に関する検証
 - イ 禁止行為規制の運用状況に関する検証
- 3-2) 特定関係事業者制度に係る禁止行為規制の運用状況に関する検証

2 日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の検証

- ア NTTドコモ分離の際における公正競争条件の検証
- イ NTT再編成の際における公正競争条件の検証
- ウ 活用業務認可に当たって付した条件の検証

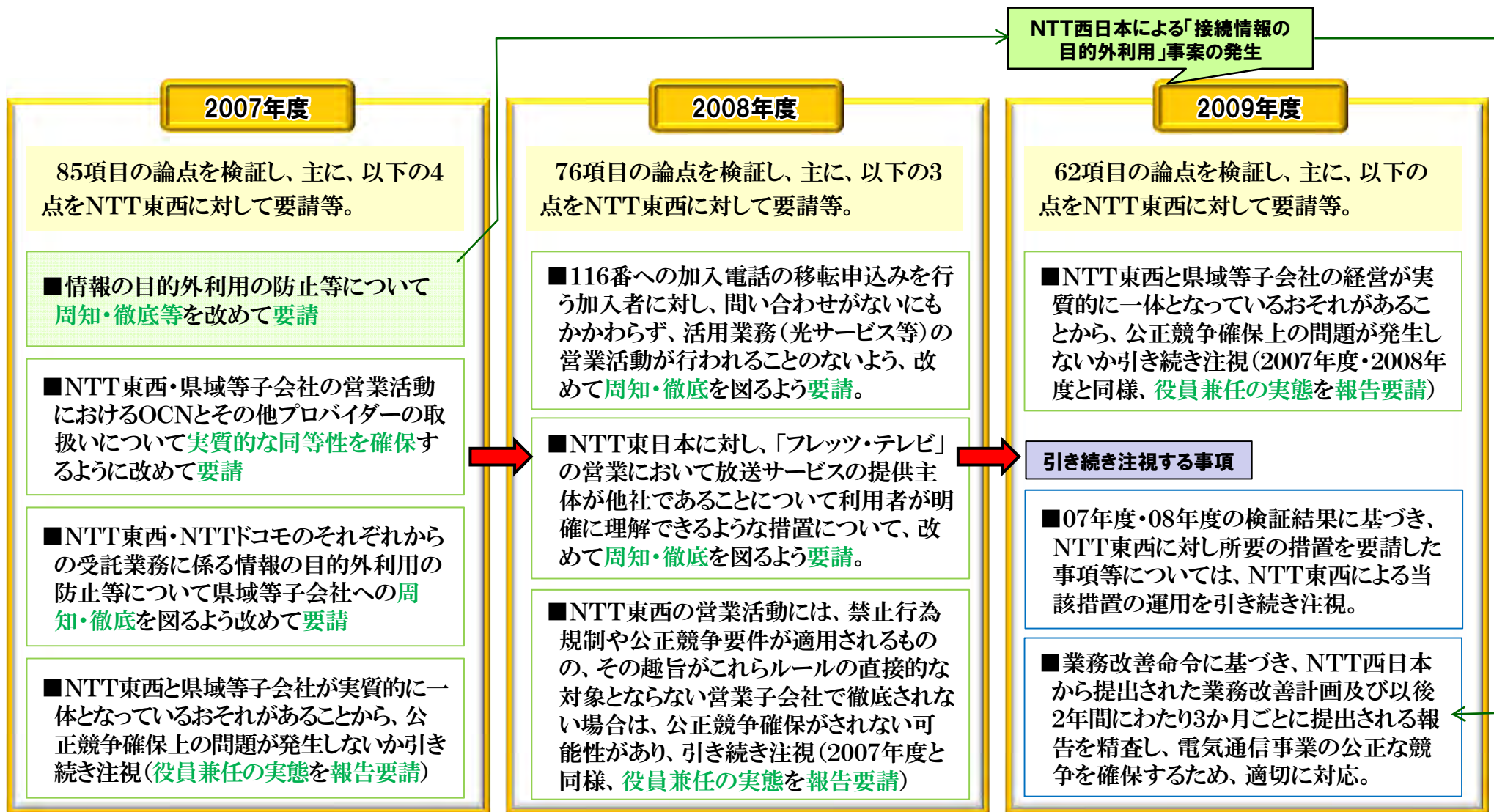
検証の具体的手順

検証の対象となる各事項について事前に意見公募及び再意見公募を行う。必要に応じて関係事業者等に説明等を求める。検証にあたってはこれを踏まえる。

総務省は、検証結果の案について改めて意見公募を実施。

提出された意見等に対する総務省の考え方を付して、最終的な検証結果を公表するとともに、情報通信審議会へ報告。

- 検証は毎年度実施。
- 検証の実施に際しては、総務省が別途実施している競争評価との有機的連携を図る。また、必要に応じて、競争評価における市場画定や評価結果などの活用を図る。



固定通信市場

移動通信市場

第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者

第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者

それ以外の設備
(マンション内屋内配線等)

第一種指定電気通信設備

アクセス回線
(シェア50%超)



アクセス回線と一体的に設置する設備

(メタル、光)

(NGN、PSTN等)

第二種指定電気通信設備

アクセス回線
(当該アクセス回線に接続する端末シェア25%超)



移動電気通信役務を提供するために設置する設備

それ以外の設備
(一部のサーバ等)

他事業者への設備の貸出に関する規制

原則非規制

接続約款認可

接続会計の整理

網機能提供計画の届出

他事業者への設備の貸出に関する規制

接続約款届出

接続会計の整理

原則非規制

接続関連規制

原則非規制

原則非規制
(ADSL等)

小売サービスに関する規制

指定電気通信役務の約款届出制
(FTTH、専用役務等)

特定電気通信役務のプライスカップ規制
(メタル電話等)

利用者料金規制

原則非規制

禁止行為規制

接続情報の目的外利用・提供の禁止

特定事業者の不当な優先的取扱い等の禁止

設備製造業者等への不当な規律・干渉の禁止

特定関係事業者規制

役員兼任禁止

接続や業務受託に関し、不公平な取扱いの禁止

行為規制

禁止行為規制

接続情報の目的外利用・提供の禁止

特定事業者の不当な優先的取扱いの禁止等

設備製造業者等への不当な規律・干渉の禁止

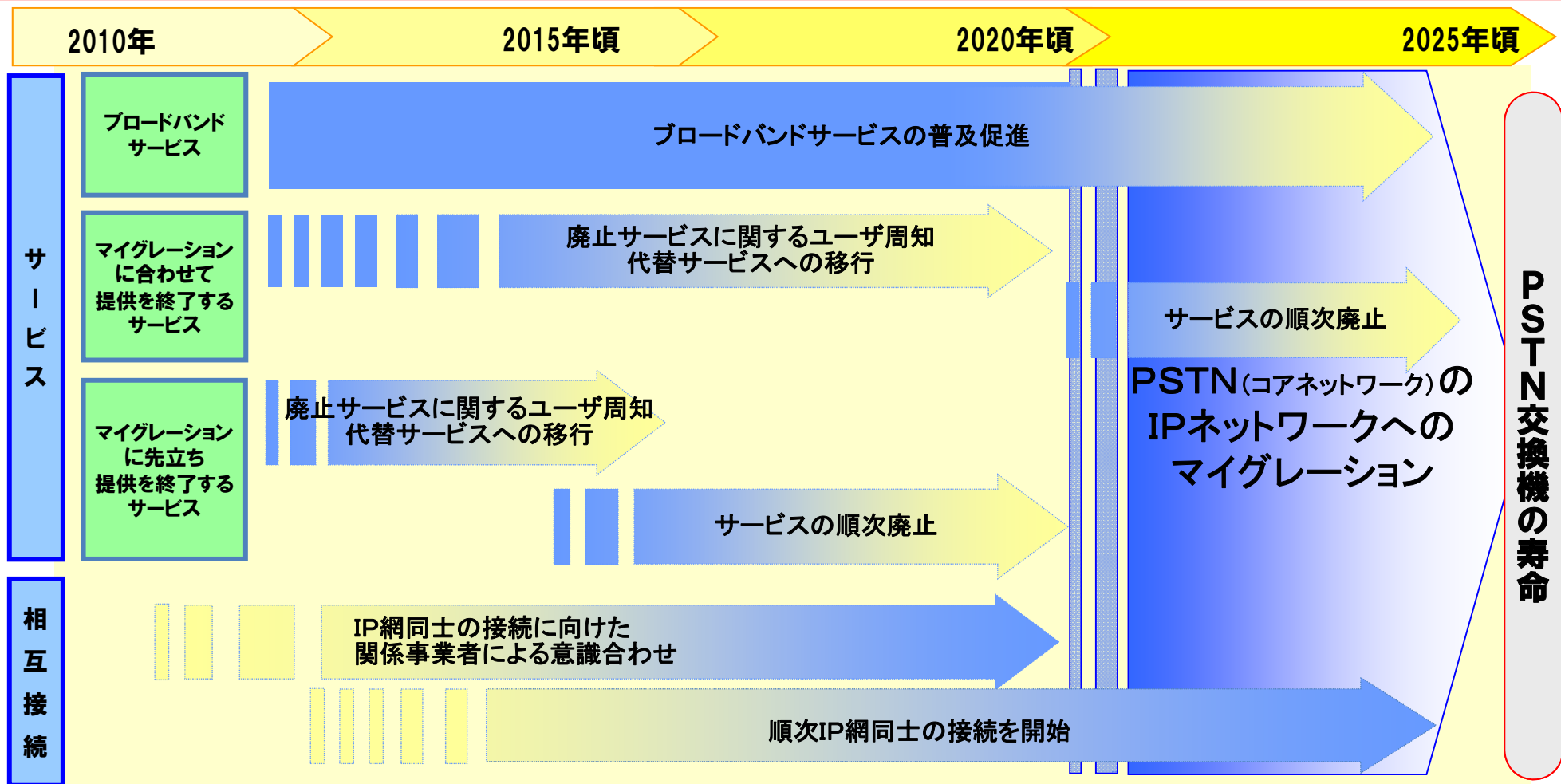
更に、「収益ベース」のシェアが25%を超える場合に、個別に指定された者に対する規制

6. 電話網からIP網への移行

PSTN移行に向けたスケジュール

「PSTNのマイグレーションについて～概括的展望～」(抜粋)(NTT東西・2010年11月2日発表)

- マイグレーションに合わせて提供を終了するサービスは、2020年頃までに十分なユーザ周知と代替サービスへの移行を促進したうえで、順次廃止。
- マイグレーションに先立ち提供を終了するサービスについては、サービス毎の終了時期に合わせて、十分なユーザ周知と代替サービスへの移行を促進し、2020年頃までに順次廃止。
- 相互接続については、関係事業者間で意識合わせを行ったうえで、順次IP網同士の接続を開始。



「PSTNのマイグレーションについて～概括的展望～」(抜粋)(NTT東西・2010年11月2日発表)

- PSTNで提供している基本的なサービスについては、PSTNのマイグレーション後においても、IP網で提供を継続していく考え。
- ただし、お客様のご利用の減少が見込まれるサービスについては、お客様への十分な周知期間を取ったうえで、PSTNのマイグレーションや個々のサービスを提供する装置の寿命に合わせて提供を終了する考え。

【PSTNサービスの見直し】

<p>基本的なサービスは提供を継続</p> <p>〔仕様変更や端末取替が必要となる場合があります〕</p>	<p>基本的な音声サービスの他、 公衆電話、110(警察)、118(海上保安)、119(消防)、117(時報)、177(天気予報)、104(番号案内)、115(電報)ナンバー・ディスプレイ、ナンバー・リクエスト、迷惑電話おことわり、キャッチホン、ボイスワープ、ボイスワープセレクト、フリーアクセス、#ダイヤル、代表、ダイヤルイン 等</p>
<p>お客様のご利用の減少が見込まれるサービスは提供を終了※</p>	<p>INSネット、ビル電話、着信用電話、支店代行電話、有線放送電話接続電話、ピンク電話、短縮ダイヤル、キャッチホン・ディスプレイ、ナンバー・アナウンス、でんわばん、トーキー案内、発着信専用、ノーリング通信 等</p> <p>〔PSTNマイグレーションに先立ち順次提供終了見込みのもの キャッチホンⅡ、マジックボックス、ボイスボックス、ネーム・ディスプレイ、オフトーク通信、信号監視通信、ダイヤルQ²、接続通話サービス(コレクトコール等) 等</p>

※今後のお客様のご利用動向を踏まえ、必要に応じて、一部サービスでは代替サービスを提案・開発

IP網同士の円滑・効率的な相互接続に向けて

(関係事業者による意識合わせの場の設置・双方向番号ポータビリティ機能の実現)

「PSTNのマイグレーションについて～概括的展望～」(抜粋)(NTT東西・2010年11月2日発表)

(1) 関係事業者による意識合わせの場の設置

- 現時点では、IP網同士の接続は、
 - インターネット接続については多数のISP事業者の方々との直接接続が実現しているが、
 - IP網を使った電話(IP電話)については、まだお客様の多いPSTN経由で接続しており、当社IP網と他事業者IP網との間(注)、及び他事業者IP網同士の間においても、直接接続が実現していない。
 しかしながら、いずれの事業者もコアネットワークのIP化を進めており、今後IP電話ユーザの増加に伴って、IP網同士の接続が具体化していくものと想定。
 - IP電話サービスのためのIP網同士の接続への移行は、お客様サービスにできる限り支障のないよう、他事業者の方々とのIP網への移行計画をよくお聞きしながら、円滑かつ効率的に進めることが必要であり、当社としては、多数の関係事業者間で意識合わせを行う場を設けることを提案。その際、IP網同士の接続における諸課題についてよく話し合い、必要な場合は、標準化団体等への意見提起などの対応を行ってきたい。
- (注) NGNのサービス開始に向け、インタフェースを開示するとともに、フィールドトライアルを実施し技術的な接続性を確認いただいているが、NTT東西間以外では商用サービスで実現していない。

(2) 双方向番号ポータビリティ機能の実現

- 固定電話の番号ポータビリティについては、現在、NTT東西から他事業者等への片方向の移行機能しか実現できていない。
- 今後、各事業者がIP網に移行する際に、お客様ニーズに対応して、携帯電話と同様、双方向で利用できる番号ポータビリティ機能の実現に向けて、事業者間の話し合いを進めていく考え。

【ネットワーク移行(PSTN→IP網)に伴う接続形態等の変化】

